

秋 田 県

土木工事共通仕様書

令和 7 年 1 0 月 1 日以降適用

品質管理基準

【治山・林道編】

赤字：秋田県独自項目

青字：今回改訂部分

(R7.10.1改訂)

—表紙(裏)空欄—

品質管理基準

【 治山林道編 】

目 次

秋田県土木工事共通仕様書[R7. 10. 1適用]

セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリート ダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	1	21 道路土工 (砂利施工)	63
2 ガス圧接	9	22 捨石工	66
3 既製杭工	11	23 コンクリートダム (床固工・谷止工)	67
4 下層路盤	13	24 覆工コンクリート(NATM)	73
5 上層路盤	16	25 吹付けコンクリート(NATM)	78
6 路盤工 (砂利路盤)	19	26 ロックボルト(NATM)	83
7 アスファルト安定処理路盤	21	27 路上再生路盤工	83
8 セメント安定処理路盤	22	28 路上表層再生工	84
9 アスファルト舗装	25	29 排水性舗装工	86
10 転圧コンクリート	34	30 簡易舗装工	93
11 グースアスファルト舗装	38	31 プラント再生舗装工	95
12 路床安定処理工	44	32 ガス切断工	98
13 表層安定処理工 (表層混合処理)	46	33 溶接工	99
14 固結工	47	34 防雪柵工	103
15 アンカー工	48	35 工場製作工	103
16 補強土壁工	49	36 生育基盤盛土工	104
17 吹付工	50	37 押え盛土工	105
18 現場吹付法枠工	54		
19 一般土工	58		
20 道路土工	60		

— 空白 —

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリシリカ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」 (平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
		その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下、舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月および産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材：砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材：砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
Ⅰ セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕石、碎石： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月および水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日		○

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造(プラント)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1, 2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、水路（内幅2.0m以上）、護岸、治山ダム等、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合、50m³ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、水路（内幅2.0m以上）、護岸、治山ダム等、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			単位水量測定	「コンクリートの耐久性向上」（「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）」）	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の管理値の範囲にある場合は、そのまま施工してよい。 2) （2）測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の改善指示の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打ち込まず、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。 更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さいほうの値で評価してよい。	2回/日（午前1回、午後1回）または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。 重要なコンクリート構造物にて実施のこと。	重要なコンクリート構造物 ・高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁 ・内空断面が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類 ・橋梁上・下部工 ・トンネル ・高さ3m以上の堰・水門・樋門

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差 $\pm 1.5\text{cm}$ スランブ8cm以上18cm以下：許容差 $\pm 2.5\text{cm}$ (コンクリート舗装の場合) スランブ2.5cm：許容値 $\pm 1.0\text{cm}$ (道路橋床版の場合) スランブ8cmを標準とする。	- 荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m³ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 - 道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	- 小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の平均値)	- 荷卸し時又は工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m³ごとに1回 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回に6本($\sigma 7 \cdots 3$本、$\sigma 28 \cdots 3$本、)とする。 - 早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3本($\sigma 3$)を採取する。	(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、水路(内幅2.0m以上)、護岸、治山ダム等、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	$\pm 1.5\%$ (許容差)	- 荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m³ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時		

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	その他	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。（1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	水セメント比の確認	配合計画書で確認	指定水セメント比以下	工事開始時、及び材料あるいは配合が変化したとき	重要なコンクリート構造物にて実施のこと。 重要なコンクリート構造物 ・高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁 ・内空断面が2.5㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類 ・橋梁上・下部工 ・トンネル ・高さ3m以上の堰・水門・樋門	
			スペーサーの設置	目視	構造物の側面には原則1㎡につき2個以上、底面については原則1㎡につき4個以上設置。	鉄筋組立て完了時	重要なコンクリート構造物にて実施のこと。 重要なコンクリート構造物 ・高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁 ・内空断面が2.5㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類 ・橋梁上・下部工 ・トンネル ・高さ3m以上の堰・水門・樋門	
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	重要なコンクリート構造物を対象とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 重要なコンクリート構造物 ・高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁 ・内空断面が2.5㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類 ・橋梁上・下部工 ・トンネル ・高さ3m以上の堰・水門・樋門	

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認												
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度 (1)設計基準強度は「呼び強度」と同様とする。 (2)呼び強度は「レディーミクストコンクリート標準使用基準（本仕様書参考資料）」による。	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	重要なコンクリート構造物を対象。 (ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは対象としない。) また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。 重要なコンクリート構造物 ・高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁 ・内空断面が2.5㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類 ・橋梁上・下部工													
			凍結融解試験	JIS A 4418(A法)	<table><tr><th rowspan="2">構造物の断面露出状態</th><th colspan="2">気象条件</th></tr><tr><th colspan="2">気象作用が激しい場合または凍結融解がしばしば繰り返される場合</th></tr><tr><td></td><th>薄い場合 2)</th><th>一般の場合</th></tr><tr><td>(1)連続してあるいはしばしば水で飽和される場合 1)</td><td>85 (94)</td><td>70 (77)</td></tr><tr><td>(2)普通の露出状態にあり、 (1)に属さない場合</td><td>70 (77)</td><td>60 (66)</td></tr></table> 重要構造物は（ ）内数値による 1)水路、水槽、橋台、橋脚、擁壁、トンネル覆工等で水面に近く水で飽和される部分および、これらの構造物の他、桁、床版等で水面から離れてはいるが融雪、融氷、氷上り等のため、水で飽和される部分など。	構造物の断面露出状態	気象条件		気象作用が激しい場合または凍結融解がしばしば繰り返される場合			薄い場合 2)	一般の場合	(1)連続してあるいはしばしば水で飽和される場合 1)	85 (94)	70 (77)	(2)普通の露出状態にあり、 (1)に属さない場合	70 (77)	60 (66)	
	構造物の断面露出状態	気象条件																		
気象作用が激しい場合または凍結融解がしばしば繰り返される場合																				
	薄い場合 2)	一般の場合																		
(1)連続してあるいはしばしば水で飽和される場合 1)	85 (94)	70 (77)																		
(2)普通の露出状態にあり、 (1)に属さない場合	70 (77)	60 (66)																		
その他		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。														

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
2 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	- 目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり 等 - ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下 ⑤著しいたれ下がり、焼き割れ、折れ曲がりがない	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	- モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。	
					熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、線状きず、へこみがない ②ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない ④その他有害（著しい折れやボルトによる締付け傷等）と認められる欠陥があつてはならない		(2)SD490の鉄筋を圧接する場合 SD490を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	

秋田県土木工事共通仕様書[R7. 10. 1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
2 ガス圧接	施工後試験	必須	外観検査	- 目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり 等 - ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下 ⑤著しいたれ下がり、焼き割れ、折れ曲がりがない	- 目視は全数実施する。 - 特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 - 規格値を外れた場合は下記による。いずれの場合も監督職員の承諾を得る。 ①は、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う。 ②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正し、外観検査を行う。 ④は、圧接部を切り取って再圧接修正し、外観検査および超音波探傷検査を行う。 ⑤は、著しい折れ曲がりが生じた場合は、再加熱して修正し、外観検査を行う。又、著しい焼き割れおよび垂れ下がりなどが生じた場合は、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う。	
					熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、線状きず、へこみがない ②ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない ④その他有害（著しい折れやボルトによる締付け傷等）と認められる欠陥があつてはならない		熱間押抜法の場合 - 規格値を外れた場合は下記による。いずれの場合も監督職員の承諾を得る。 ①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。ただし、現場条件により溶接機械の設置が出来ない場合には、添筋で補強する（コンクリートの充填性が低下しない場合に限る）。	
			超音波探傷検査	JIS Z 3062	- 各検査ロットごとに30箇所以上のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2箇所以上のときはロットを不合格とする。 - ただし、合否判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。	超音波探傷検査は技取検査を原則とする。 抜取検査の場合は、各ロットの30箇所以上を抜き取って実施する。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、下記による。 - 不合格ロットの全数について超音波深傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督職員の承認を得て、補強筋（ラップ長の2倍以上）を添えるか、圧接部を切り取って再圧接する。 - 圧接部を切り取って再圧接によって修正する場合には、修正後外観検査および超音波探傷検査を行う。	

秋田県土木工事共通仕様書[R7. 10. 1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
3 既製杭工	材料	必須	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。		○
	施工	必須	外観検査（鋼管杭）	JIS A 5525	外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1016mm以下：許容値3mm以下 外径1016mmを超え2000mm以下：許容値4mm以下		・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を$2\text{mm} \times \pi$以下とする。 ・外径700mm以上1016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を$3\text{mm} \times \pi$以下とする。 ・外径1016mmを超え2000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を$4\text{mm} \times \pi$以下とする。	
			鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透深傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4	われ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。但し、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。		
			鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の3類以上	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 （20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。）		

秋田県土木工事共通仕様書[R7. 10. 1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
3 既製杭工	施工	その他	鋼管杭の現場溶接 超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の3類以上	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から深傷し、その深傷長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)	中掘工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波深傷試験とすることができる。	
			鋼管杭・コンクリート杭 (根固め) 水セメント比試験	比重の測定	設計図書による。 又、設計図書に記載されていない場合は60%～70%とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
			鋼管杭・コンクリート杭 (根固め) セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 尚、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：19.6Mpa	

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
4 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -68	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上）アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・20cm 東北地方・・・30cm その他の地方・・・40cm	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積で2,000m ² 未満	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積で2,000m ² 未満	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・鉄鋼スラグには適用しない。 ○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積で2,000m ² 未満	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -80	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 ○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積で2,000m ² 未満	○

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認																								
4 下層路盤	材料	必須	道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積で2,000m2未満	○																								
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシュランに適用する。 ○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積で2,000m2未満	○																								
施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4] -256	<table><tr><th colspan="2">個々の測定値</th><th>測定値の平均値</th></tr><tr><td>中規模以上</td><td>小規模</td><td>中規模以上</td></tr><tr><td rowspan="3">γ dmaxの93%以上 (管理下限値)</td><td></td><td>X10 95%以上</td></tr><tr><td></td><td>X 6 96%以上</td></tr><tr><td></td><td>X 3 97%以上</td></tr><tr><td colspan="3">歩 道 路 盤</td></tr><tr><th colspan="2">個々の測定値</th><th>測定値の平均値</th></tr><tr><td>中規模以上</td><td>小規模</td><td>中規模以上</td></tr><tr><td colspan="2">γ dmaxの85%以上 (管理下限値)</td><td>—</td></tr></table>	個々の測定値		測定値の平均値	中規模以上	小規模	中規模以上	γ dmaxの93%以上 (管理下限値)		X10 95%以上		X 6 96%以上		X 3 97%以上	歩 道 路 盤			個々の測定値		測定値の平均値	中規模以上	小規模	中規模以上	γ dmaxの85%以上 (管理下限値)		—	・中規模以上の工事：定期的又は随時（1,000m ² につき1孔）。 小規模以下の工事：1工事あたり1回以上 ・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度93%以上を満足するものとし、かつ平均値については以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積で2,000m2未満 ○中規模以上の工事において、施工面積数量から測定箇所が3孔に満たない場合でも、最低数を3孔とする。	
個々の測定値		測定値の平均値																														
中規模以上	小規模	中規模以上																														
γ dmaxの93%以上 (管理下限値)		X10 95%以上																														
		X 6 96%以上																														
		X 3 97%以上																														
歩 道 路 盤																																
個々の測定値		測定値の平均値																														
中規模以上	小規模	中規模以上																														
γ dmaxの85%以上 (管理下限値)		—																														

秋田県土木工事共通仕様書[R7. 10. 1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
4 下層路盤	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4] -288		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積で2,000m ² 未満	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積で2,000m ² 未満	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積で2,000m ² 未満	

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
5 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -68	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合 90%以上、ただし40℃で試験を行った場合 80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積で2,000m ² 未満	
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -68	修正CBR 80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。 ○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積で2,000m ² 未満	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積で2,000m ² 未満	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・但し、鉄鋼スラグには適用しない。 ○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積で2,000m ² 未満	○
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4] -73	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。 ○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積で2,000m ² 未満	○

秋田県土木工事共通仕様書[R7. 10. 1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
5 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1. 5%以下	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。 ○工事規模の考え方 ・ 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上 ・ 小規模工事とは、1層あたりの施工面積で2,000m ² 未満	○
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-75	1. 2Mpa以上(14日)	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ HMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。 ○工事規模の考え方 ・ 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上 ・ 小規模工事とは、1層あたりの施工面積で2,000m ² 未満	○
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-131	1. 50kg/L以上	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。 ○工事規模の考え方 ・ 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上 ・ 小規模工事とは、1層あたりの施工面積で2,000m ² 未満	○
	その他		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ○工事規模の考え方 ・ 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上 ・ 小規模工事とは、1層あたりの施工面積で2,000m ² 未満	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	○工事規模の考え方 ・ 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上 ・ 小規模工事とは、1層あたりの施工面積で2,000m ² 未満	○

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認																
5 上層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256	<table><tr><th colspan="2">個々の測定値</th><th colspan="2">測定値の平均値</th></tr><tr><th>中規模以上</th><th>小規模</th><th colspan="2">中規模以上・小規模</th></tr><tr><td colspan="2" rowspan="3">γ dmaxの93%以上 (管理下限値)</td><td>X10</td><td>95%以上</td></tr><tr><td>X 6</td><td>95.5%以上</td></tr><tr><td>X 3</td><td>96.5%以上</td></tr></table>	個々の測定値		測定値の平均値		中規模以上	小規模	中規模以上・小規模		γ dmaxの93%以上 (管理下限値)		X10	95%以上	X 6	95.5%以上	X 3	96.5%以上	・中規模以上の工事：定期的又は随時（1,000m²につき1個） ・小規模以下の工事：1工事あたり1回以上 ・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度及び粒度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積で2,000m²未満 ○中規模以上の工事において、施工面積数量から測定箇所数が3孔に満たない場合でも、最低数を3孔とする。	
			個々の測定値		測定値の平均値																			
			中規模以上	小規模	中規模以上・小規模																			
			γ dmaxの93%以上 (管理下限値)		X10	95%以上																		
					X 6	95.5%以上																		
	X 3	96.5%以上																						
	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	<table><tr><th colspan="2">個々の測定値</th></tr><tr><th>中規模以上</th><th>小規模</th></tr><tr><td colspan="2">2.36mmふるい±15%以内</td></tr><tr><th colspan="2">測定値の平均値</th></tr><tr><td colspan="2">中規模以上</td></tr><tr><td>2.36mm</td><td>X 3 ±8.5%以内</td></tr><tr><td></td><td>X 6 ±9.5%以内</td></tr><tr><td></td><td>X10 ±10%以内</td></tr></table>	個々の測定値		中規模以上	小規模	2.36mmふるい±15%以内		測定値の平均値		中規模以上		2.36mm	X 3 ±8.5%以内		X 6 ±9.5%以内		X10 ±10%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時（1回～2回／日） ・小規模以下の工事：1工事あたり1回以上	○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積で2,000m²未満			
	個々の測定値																							
	中規模以上	小規模																						
	2.36mmふるい±15%以内																							
測定値の平均値																								
中規模以上																								
2.36mm	X 3 ±8.5%以内																							
	X 6 ±9.5%以内																							
	X10 ±10%以内																							
粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	<table><tr><th colspan="2">個々の測定値</th></tr><tr><th>中規模以上</th><th>小規模</th></tr><tr><td colspan="2">75μmふるい±6%以内</td></tr><tr><th colspan="2">測定値の平均値</th></tr><tr><td colspan="2">中規模以上</td></tr><tr><td>75μm</td><td>X 3 ±3.5%以内</td></tr><tr><td></td><td>X 6 ±4.0%以内</td></tr><tr><td></td><td>X10 ±4.0%以内</td></tr></table>	個々の測定値		中規模以上	小規模	75μmふるい±6%以内		測定値の平均値		中規模以上		75μm	X 3 ±3.5%以内		X 6 ±4.0%以内		X10 ±4.0%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時（1回～2回／日） ・小規模以下の工事：1工事あたり1回以上	○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積で2,000m²未満				
個々の測定値																								
中規模以上	小規模																							
75μmふるい±6%以内																								
測定値の平均値																								
中規模以上																								
75μm	X 3 ±3.5%以内																							
	X 6 ±4.0%以内																							
	X10 ±4.0%以内																							
ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		4下層路盤に準ずる。	同左																				
その他		平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。																		
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。																			
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。																			

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
6 路盤工（砂利路盤）	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR 10%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積で2,000m ² 未満	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積で2,000m ² 未満	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・但し、鉄鋼スラグには適用しない。 ○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積で2,000m ² 未満	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 ○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積で2,000m ² 未満	○

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認																	
6 路盤工（砂利路盤）	材料	必須	鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4] -73	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。 ○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積で2,000m ² 未満	○																	
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積で2,000m ² 未満	○																	
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4] -256	<table><tr><th colspan="2">個々の測定値</th><th colspan="2">測定値の平均値</th></tr><tr><th>中規模以上</th><th>小規模</th><th colspan="2">中規模以上・小規模</th></tr><tr><td rowspan="3">γ_{dmax}の93%以上 （管理下限値）</td><td></td><td>X10</td><td>95%以上</td></tr><tr><td></td><td>X 6</td><td>96%以上</td></tr><tr><td></td><td>X 3</td><td>97%以上</td></tr></table>	個々の測定値		測定値の平均値		中規模以上	小規模	中規模以上・小規模		γ _{dmax} の93%以上 （管理下限値）		X10	95%以上		X 6	96%以上		X 3	97%以上	・1,000m ² につき1回行うものとし、1工事あたり3回以上	・締固めを要する場合に適用する
個々の測定値		測定値の平均値																							
中規模以上	小規模	中規模以上・小規模																							
γ _{dmax} の93%以上 （管理下限値）		X10	95%以上																						
		X 6	96%以上																						
		X 3	97%以上																						

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
6 路盤工 (砂利路盤)	施工	その他	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		・中規模以上の工事：随時	・締固めを要する場合に適用する。 ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 ○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積で2,000m²未満	
7 アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる					

秋田県土木工事共通仕様書[R7. 10. 1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
8 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-102	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa（アスファルト舗装）、2.0Mpa（セメントコンクリート舗装）。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満（コンクリートでは400m ³ 未満）	
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・アスファルト舗装に適用する。 ○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満（コンクリートでは400m ³ 未満）	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-167	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満（コンクリートでは400m ³ 未満）	

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認																								
8 セメント安定処理路盤	施工	必須	粒度（2.36mmフルイ）	JIS A 1102	<table><tr><th colspan="3">個々の測定値</th></tr><tr><th>中規模以上</th><th></th><th>小規模</th></tr><tr><td colspan="3">2.36mmふるい±15%以内</td></tr><tr><th colspan="3">測定値の平均値</th></tr><tr><td colspan="3">中規模以上</td></tr><tr><td>2.36mm</td><td>× 3</td><td>± 8.5%以内</td></tr><tr><td></td><td>× 6</td><td>± 9.5%以内</td></tr><tr><td></td><td>× 10</td><td>± 10%以内</td></tr></table>	個々の測定値			中規模以上		小規模	2.36mmふるい±15%以内			測定値の平均値			中規模以上			2.36mm	× 3	± 8.5%以内		× 6	± 9.5%以内		× 10	± 10%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時（1回～2回／日）	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m3未満)	
			個々の測定値																													
			中規模以上		小規模																											
2.36mmふるい±15%以内																																
測定値の平均値																																
中規模以上																																
2.36mm	× 3	± 8.5%以内																														
	× 6	± 9.5%以内																														
	× 10	± 10%以内																														
粒度（75μmフルイ）	JIS A 1102	<table><tr><th colspan="3">個々の測定値</th></tr><tr><th>中規模以上</th><th></th><th>小規模</th></tr><tr><td colspan="3">75μmふるい±6%以内</td></tr><tr><th colspan="3">測定値の平均値</th></tr><tr><td colspan="3">中規模以上</td></tr><tr><td>75μm</td><td>× 3</td><td>± 3.5%以内</td></tr><tr><td></td><td>× 6</td><td>± 4.0%以内</td></tr><tr><td></td><td>× 10</td><td>± 4.0%以内</td></tr></table>	個々の測定値			中規模以上		小規模	75μmふるい±6%以内			測定値の平均値			中規模以上			75μm	× 3	± 3.5%以内		× 6	± 4.0%以内		× 10	± 4.0%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時（1回～2回／日）	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m3未満)				
個々の測定値																																
中規模以上		小規模																														
75μmふるい±6%以内																																
測定値の平均値																																
中規模以上																																
75μm	× 3	± 3.5%以内																														
	× 6	± 4.0%以内																														
	× 10	± 4.0%以内																														
現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256	<table><tr><th colspan="2">個々の測定値</th><th colspan="2">測定値の平均値</th></tr><tr><th>中規模以上</th><th>小規模</th><th colspan="2">中規模以上・小規模</th></tr><tr><td colspan="2" rowspan="3">γdmaxの93%以上 （管理下限値）</td><td>X10</td><td>95%以上</td></tr><tr><td>X 6</td><td>95.5%以上</td></tr><tr><td>X 3</td><td>96.5%以上</td></tr></table>	個々の測定値		測定値の平均値		中規模以上	小規模	中規模以上・小規模		γdmaxの93%以上 （管理下限値）		X10	95%以上	X 6	95.5%以上	X 3	96.5%以上	・中規模以上の工事：定期的又は随時（1,000m ² につき1個） ・小規模以下の工事：1工事1回あたり1回以上 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m3未満) ○中規模以上の工事において、施工面積数量から測定箇所数が3孔に満たない場合でも、最低数を3孔とする。												
個々の測定値		測定値の平均値																														
中規模以上	小規模	中規模以上・小規模																														
γdmaxの93%以上 （管理下限値）		X10	95%以上																													
		X 6	95.5%以上																													
		X 3	96.5%以上																													

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
8 セメント 安定処理 路盤	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-293 [4]-297	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき（1～2回／日）	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満（コンクリートでは400m ³ 未満）	

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
9 ア ス フ ア ルト 舗 装	材 料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは偏平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
9 ア ス フ ア ルト 舗 装	材 料	必須	フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○
	そ 他	その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○

秋田県土木工事共通仕様書[R7. 10. 1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
9 ア ス フ ア ルト 舗 装	材 料	そ の 他	フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-74	3%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満（コンクリートでは400m ³ 未満）	○
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-78	1/4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満（コンクリートでは400m ³ 未満）	○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満（コンクリートでは400m ³ 未満）	○
			製鋼スラグの比重及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満（コンクリートでは400m ³ 未満）	○

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
9 ア ス フ ア ル ト 舗 装	材 料	そ の 他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
9 ア ス フ ア ル ト 舗 装	材 料	そ の 他	軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ 改質アスファルト：表3.3.3	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・ 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・ 小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ 改質アスファルト：表3.3.3	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・ 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・ 小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ セミプローンアスファルト：表3.3.4	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・ 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・ 小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○
			引火点試験	JIS K 2265 -1, 2, 3, 4	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ 改質アスファルト：表3.3.3 ・ セミプローンアスファルト：表3.3.4	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・ 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・ 小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
9 ア ス フ ア ル ト 舗 装	材 料	そ の 他	薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ 改質アスファルト：表3.3.3 ・ セミブローンアスファルト：表3.3.4	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・ 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・ 小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・ 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・ 小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ 改質アスファルト：表3.3.3 ・ セミブローンアスファルト：表3.3.4	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・ 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・ 小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-212	舗装施工便覧参照 ・ セミブローンアスファルト：表3.3.4	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・ 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・ 小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○

秋田県土木工事共通仕様書[R7. 10. 1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
9 ア ス フ ア ル ト 舗 装	材 料	そ の 他	60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-224	舗装施工便覧参照 ・改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	舗装施工便覧参照 ・改質アスファルト：表3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認																								
9 ア ス フ ア ル ト 舗 装	ブ ラ ン ト	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	<table><tr><td colspan="3">個々の測定値</td></tr><tr><td>中規模以上</td><td colspan="2">小規模</td></tr><tr><td colspan="3">2.36mmふるい±12%以内</td></tr><tr><td colspan="3">測定値の平均値</td></tr><tr><td colspan="3">中規模以上・小規模</td></tr><tr><td>2.36mm</td><td>X 3</td><td>±7.0%以内</td></tr><tr><td></td><td>X 6</td><td>±7.5%以内</td></tr><tr><td></td><td>X10</td><td>±8.0%以内</td></tr></table>	個々の測定値			中規模以上	小規模		2.36mmふるい±12%以内			測定値の平均値			中規模以上・小規模			2.36mm	X 3	±7.0%以内		X 6	±7.5%以内		X10	±8.0%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m3未満)	○
					個々の測定値																											
					中規模以上	小規模																										
					2.36mmふるい±12%以内																											
	測定値の平均値																															
	中規模以上・小規模																															
	2.36mm	X 3	±7.0%以内																													
		X 6	±7.5%以内																													
		X10	±8.0%以内																													
	<table><tr><td colspan="3">個々の測定値</td></tr><tr><td>中規模以上</td><td colspan="2">小規模</td></tr><tr><td colspan="3">75μmふるい±5%以内</td></tr><tr><td colspan="3">測定値の平均値</td></tr><tr><td colspan="3">中規模以上・小規模</td></tr><tr><td>75μm</td><td>X 3</td><td>±3.0%以内</td></tr><tr><td></td><td>X 6</td><td>±3.5%以内</td></tr><tr><td></td><td>X10</td><td>±3.5%以内</td></tr></table>	個々の測定値			中規模以上	小規模		75μmふるい±5%以内			測定値の平均値			中規模以上・小規模			75μm	X 3	±3.0%以内		X 6	±3.5%以内		X10	±3.5%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m3未満)	○				
個々の測定値																																
中規模以上	小規模																															
75μmふるい±5%以内																																
測定値の平均値																																
中規模以上・小規模																																
75μm	X 3	±3.0%以内																														
	X 6	±3.5%以内																														
	X10	±3.5%以内																														
<table><tr><td colspan="3">個々の測定値</td></tr><tr><td>中規模以上</td><td colspan="2">小規模</td></tr><tr><td colspan="3">±0.9%以内</td></tr><tr><td colspan="3">測定値の平均値</td></tr><tr><td colspan="3">中規模以上・小規模</td></tr><tr><td>X 3</td><td></td><td>±0.50%以内</td></tr><tr><td>X 6</td><td></td><td>±0.50%以内</td></tr><tr><td>X10</td><td></td><td>±0.55%以内</td></tr></table>	個々の測定値			中規模以上	小規模		±0.9%以内			測定値の平均値			中規模以上・小規模			X 3		±0.50%以内	X 6		±0.50%以内	X10		±0.55%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m3未満)	○					
個々の測定値																																
中規模以上	小規模																															
±0.9%以内																																
測定値の平均値																																
中規模以上・小規模																																
X 3		±0.50%以内																														
X 6		±0.50%以内																														
X10		±0.55%以内																														
温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○																											
その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○																										
	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○																										
	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○																										

秋田県土木工事共通仕様書[R7. 10. 1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認											
9 アスファルト舗装	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	<table><tr><th colspan="2">個々の測定値</th><th>測定値の平均値</th></tr><tr><th>中規模以上</th><th>小規模</th><th>中規模以上・小規模</th></tr><tr><td colspan="2" rowspan="3">γ_{dmax}の94%以上 (管理下限値)</td><td>X10 96.0%以上</td></tr><tr><td>X 6 96.0%以上</td></tr><tr><td>X 3 96.5%以上</td></tr></table>	個々の測定値		測定値の平均値	中規模以上	小規模	中規模以上・小規模	γ_{dmax} の94%以上 (管理下限値)		X10 96.0%以上	X 6 96.0%以上	X 3 96.5%以上	・中規模以上の工事：定期的又は随時（1,000m2につき1孔）。 ・小規模以下の工事：1工事あたり1回以上 ・締固め度は、個々の測定値が基準密度94%以上を満足するものとし、かつ平均値については以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 ○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m3未満) ○中規模以上の工事において、施工面積数量から測定箇所数が3孔に満たない場合でも最低数を3孔とする。	
			個々の測定値		測定値の平均値														
			中規模以上	小規模	中規模以上・小規模														
	γ_{dmax} の94%以上 (管理下限値)		X10 96.0%以上																
X 6 96.0%以上																			
X 3 96.5%以上																			
温度測定（初期締固め前）	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。															
外観検査（混合物）	目視		随時																
その他		すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-101	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回														

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
10 転圧コンクリート	材料	必須	コンシステンシーVC試験		指針6-3-2(1)による。 目標値 修正VC値：50秒	当初		
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針（案） ※いずれか1方法	指針6-3-2(1)による。 目標値 締固め率：96%	当初		
			ランマー突き固め試験		指針6-3-2(1)による。 目標値 締固め率：97%	当初		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初	含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から付録7に示した直火法によるのが臨ましい。	
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回／日（午前・午後）で、3本1組／回。		
	その他（JISマーク表示されたレディミクストコ	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回／日。		○	
		骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回／日。		○	
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時		○	
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下	工事開始前、材料の変更時	ホワイトベースに使用する場合：40%以下	○	
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外（砂等） 3.0%以下（ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下）	工事開始前、材料の変更時		○	

秋田県土木工事共通仕様書[R7. 10. 1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
10 転圧 コン クリ ート	材料	その他 (JIS マーク 表示さ れたレ ディミ クスト コンク リートを 使用す る場合 は除く)	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、材料の変更時	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、材料の変更時	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で 90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で 90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上および水質が変わった場合。		○

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
10 転圧 コンクリート	製造 （ブランド） （JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1, 2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、水路（内幅2.0m以上）、護岸、治山ダム等、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規格JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○

秋田県土木工事共通仕様書[R7. 10. 1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
10 転圧 コン クリ ート	施 工	必須	コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
			マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-344	目標値の±1.5%	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
			ランマー突き固め試験		目標値の±1.5%	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・ 試験回数が7回以上（1回は3個以上の供試体の平均値）の場合は、 全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわらなければならない。 ・ 試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回／日（午前・午後）で、3本1組／回（材令28日）。		
			温度測定（コンクリート）	温度計による。		2回／日（午前・午後）以上		
			現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mに1回（横断方向に3箇所）		
			コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-353		1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定		

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
11 グ ー ス ア ス フ ァ ル ト 舗 装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは偏平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
11 グ ー ス ア ス フ ァ ル ト 舗 装	材料	必須	フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧3-3-17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○
	その他		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
11 グ ー ス ア ス フ ア ル ト 舗 装	材 料	そ の 他	粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m³未満)	○
			針入度試験	JIS K 2207	15～30 (1/10mm)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m³未満)	○
			軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m³未満)	○

秋田県土木工事共通仕様書[R7. 10. 1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
11 グ ー ス ア ス フ ア ルト 舗 装	材 料	そ の 他	伸度試験	JIS K 2207	10cm以上（25℃）	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満（コンクリートでは400m³未満）	○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満（コンクリートでは400m³未満）	○
			引火点試験	JIS K 2265 -1, 2, 3, 4	240℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満（コンクリートでは400m³未満）	○

秋田県土木工事共通仕様書[R7. 10. 1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
11 グー ス ア ス フ ア ルト 舗 装	材 料	そ 他	蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満（コンクリートでは400m ³ 未満）	○
			密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm ³	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満（コンクリートでは400m ³ 未満）	○
	ブ ラ ン ト	必 須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-402	貫入量（40℃）目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
			リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-407	3～20秒（目標値）	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	300以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-79	破断ひずみ（-10℃、50mm/min） 8.0×10^{-3} 以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認																								
11 グ ー ス ア ス フ ア ルト 舗 装	ブ ラ ン ト	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	<table><tr><td colspan="3">個々の測定値</td></tr><tr><td>中規模以上</td><td colspan="2">小規模</td></tr><tr><td colspan="3">2.36mmふるい±12%以内</td></tr><tr><td colspan="3">測定値の平均値</td></tr><tr><td colspan="3">中規模以上・小規模</td></tr><tr><td>2.36mm</td><td>X 3</td><td>±7.0%以内</td></tr><tr><td></td><td>X 6</td><td>±7.5%以内</td></tr><tr><td></td><td>X10</td><td>±8.0%以内</td></tr></table>	個々の測定値			中規模以上	小規模		2.36mmふるい±12%以内			測定値の平均値			中規模以上・小規模			2.36mm	X 3	±7.0%以内		X 6	±7.5%以内		X10	±8.0%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m3未満)	○
					個々の測定値																											
					中規模以上	小規模																										
					2.36mmふるい±12%以内																											
	測定値の平均値																															
中規模以上・小規模																																
2.36mm	X 3	±7.0%以内																														
	X 6	±7.5%以内																														
	X10	±8.0%以内																														
舗 設 現 場	必須	温度測定（初期締固め前）	温度計による。		<table><tr><td colspan="3">個々の測定値</td></tr><tr><td>中規模以上</td><td colspan="2">小規模</td></tr><tr><td colspan="3">75μmふるい±5%以内</td></tr><tr><td colspan="3">測定値の平均値</td></tr><tr><td colspan="3">中規模以上・小規模</td></tr><tr><td>75μm</td><td>X 3</td><td>±3.0%以内</td></tr><tr><td></td><td>X 6</td><td>±3.5%以内</td></tr><tr><td></td><td>X10</td><td>±3.5%以内</td></tr></table>	個々の測定値			中規模以上	小規模		75μmふるい±5%以内			測定値の平均値			中規模以上・小規模			75μm	X 3	±3.0%以内		X 6	±3.5%以内		X10	±3.5%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m3未満)	○
					個々の測定値																											
					中規模以上	小規模																										
					75μmふるい±5%以内																											
測定値の平均値																																
中規模以上・小規模																																
75μm	X 3	±3.0%以内																														
	X 6	±3.5%以内																														
	X10	±3.5%以内																														
舗 設 現 場	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318		<table><tr><td colspan="3">個々の測定値</td></tr><tr><td>中規模以上</td><td colspan="2">小規模</td></tr><tr><td colspan="3">±0.9%以内</td></tr><tr><td colspan="3">測定値の平均値</td></tr><tr><td colspan="3">中規模以上・小規模</td></tr><tr><td>X 3</td><td></td><td>±0.50%以内</td></tr><tr><td>X 6</td><td></td><td>±0.50%以内</td></tr><tr><td>X10</td><td></td><td>±0.55%以内</td></tr></table>	個々の測定値			中規模以上	小規模		±0.9%以内			測定値の平均値			中規模以上・小規模			X 3		±0.50%以内	X 6		±0.50%以内	X10		±0.55%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m3未満)	○
					個々の測定値																											
					中規模以上	小規模																										
					±0.9%以内																											
測定値の平均値																																
中規模以上・小規模																																
X 3		±0.50%以内																														
X 6		±0.50%以内																														
X10		±0.55%以内																														
舗 設 現 場	必須	温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石 粉：常温～150℃	随時		○																									
					随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）																										

秋田県土木工事共通仕様書[R7. 10. 1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
12 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-227 [4]-230	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 （3種類）のいずれかを実施する	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ ： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径 $> 53\text{mm}$ ： 舗装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法	設計図書による。	500 m^3 につき1回の割合で行う。ただし、1,500 m^3 未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
				または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位的面積は1,500 m^2 を標準とし、1日の施工面積が2,000 m^2 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500 m^2 未満：5点 ・500 m^2 以上1000 m^2 未満：10点 ・1000 m^2 以上2000 m^2 未満：15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全ての規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。		1. 盛り土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う） 2. 管理単位は、築堤、路体路床とも1日1層あたりの施工面積は1,500 m^2 を標準とする。2,000 m^2 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として扱うものとする。		

秋田県土木工事共通仕様書[R7. 10. 1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
12 路床安定処理工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1箇所割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	降雨後または含水比の変化が認められたとき。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良個所について実施		

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認				
13 表層安定処理工（表層混合処理）	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。					
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214）	設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。						
				最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法								
				または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 <table border="1"><tr><td>面積（㎡）</td><td>0～500</td><td>500～1000</td><td>1000～2000</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	面積（㎡）	0～500	500～1000	1000～2000		
面積（㎡）	0～500	500～1000	1000～2000									
または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全ての規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1 m以内と締め固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」に分割して管理単位毎に管理を行う） 2. 管理単位は、築堤、路体路床とも1日1層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とする。2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として扱うものとする。										
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。						

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
13 表層安定処理工（表層混合処	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	降雨後または含水比の変化が認められたとき。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	設計図書による。	プルーフローリングでの不良個所について実施。		
14 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの。	当初および土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
			ゲルタイム試験			当初および土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	・ボーリング等により供試体を採取する。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
			土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
15 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回（午前・午後）／日		
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
			多サイクル確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
			1サイクル確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオンテスト 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
16 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
			外観検査（ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等）	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		○
		その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。		
施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm： 舗装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 または、設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で測定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		
			または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	路体・路床とも1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の90%以上。又は、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全ての規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1 m以内と締め固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は、築堤、路体路床とも1日1層あたりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として扱うものとする。			

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
17 吹付工	材料	必須	アルカリシリカ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
		その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用碎石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材7.0%（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 5308の附属書3	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
17 吹付工	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水および上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月および水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月および水質が変わった場合。		○

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
17 吹付工	製造 （プラント）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
	JIS マーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	設計図書による。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1, 2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、水路（内幅2.0m以上）、護岸、治山ダム等、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
17 吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018, 503-2018）を監督員と協議の上また、特記仕様書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、水路（内幅2.0m以上）、護岸、治山ダム等、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m³ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当りの総使用量が50m³以上の場合、50m³ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2023	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。 原則として1回に3本とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当りの総使用量が50m³以上の場合、50m³ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
		その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m³ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当りの総使用量が50m³以上の場合、50m³ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
18 現場 吹付 法 砕 工	材 料	必須	アルカリシリカ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
		その他 (JIS マーク 表示 され たレ ディ ミク スト コン クリ ート を 使 用 す る 場 合 は 除 く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材—第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材—第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材—第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材—第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5008	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○

秋田県土木工事共通仕様書[R7. 10. 1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
18 現場吹付法 砕工	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水および上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月および水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日		○

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
18 現場 吹付 法 枠 工	製造 （JIS マーク 表示 され たレ ディ ミク スト コン クリ ート を 使 用 す る 場 合 は 除 く）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1, 2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
	施工	その他	スランプ試験 （モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
18 現場吹付法 砕工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会標準JSCE F561-2023	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。	・参考値：18N/mm ² 以上（材令28日） ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、スランブ試験の項目を参照	
		その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランブ試験の項目を参照	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、スランブ試験の項目を参照	
			ロックボルトの確認試験	JH切り土補強土工法設計・施工要領の参照による	設計荷重が確認できたこと	全数の3%か最低3本	設計荷重による確認試験である。	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
19 一般土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。			
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。		

秋田県土木工事共通仕様書[R7. 10. 1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認					
19 一般土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 （3種類）のいずれかを実施する	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。	築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 作業土工において当基準を準用する場合で、施工数量が極めて少ない場合は、最低1回とすることが出来る。						
				または、 「RI計器を用いた盛土の締め固め管理要領（案）」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。						
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締め固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全ての規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	<table><tr><td>面積 (㎡)</td><td>0～500</td><td>500～1000</td><td>1000～2000</td></tr><tr><td>1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」に分割して管理単位毎に管理を行う）</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr></table> 2. 管理単位は、築堤、路体路床とも1日1層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とする。2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として扱うものとする。	面積 (㎡)	0～500	500～1000	1000～2000	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」に分割して管理単位毎に管理を行う）	1	2
	面積 (㎡)	0～500	500～1000	1000～2000									
	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」に分割して管理単位毎に管理を行う）	1	2	3									
その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。									
	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。									

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
20 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。 但し、法面、路肩部の土量は除く。	監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
			CBR試験 （路床）	JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。 （材料が岩砕の場合は除く）		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	・路体：当初及び土質の変化した時。 ・路床：含水比の変化が認められた時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		

秋田県土木工事共通仕様書[R7. 10. 1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認								
20 道 路 土 工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 （3種類）のいずれかを 実施する	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティーが確保出来る含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8%。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔を測定し、3孔の最低値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。									
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	路体・路床とも1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。									
						<table><tr><td>面積 (㎡)</td><td>0～ 500</td><td>500～ 1000</td><td>1000～ 2000</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	面積 (㎡)	0～ 500	500～ 1000	1000～ 2000						
面積 (㎡)	0～ 500	500～ 1000	1000～ 2000													

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締め固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全ての規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」と呼ぶ）に分割して管理単位毎に管理を行う。 1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」と呼ぶ）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は、築堤、路体路床とも1日1層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とする。2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として扱うものとする。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。但し、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締め固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
20 道路土工	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1箇所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	降雨後又は、含水比の変化が認められたとき。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良個所について実施		

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
21 道路土工 (砂利施工)	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。 但し、法面、路肩部の土量は除く。	監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
		その他	CBR試験	JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。 （材料が岩砕の場合は除く）		
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	・路体：当初及び土質の変化した時。 ・路床：含水比の変化が認められた時		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認								
21 道路土工 (砂利施工)	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214）	最大乾燥密度の85%以上。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。但し、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。但し、500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、 （再）転圧を行うものとする。									
				最大粒径＞53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法												
				または、 「RI計器を用いた盛土の締め管理要領（案）」	路体・路床とも1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の90%以上。又は、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、 （再）転圧を行うものとする。									
						<table><tr><td>面積 (㎡)</td><td>0～ 500</td><td>500～ 1000</td><td>1000～ 2000</td></tr><tr><td>測定 点数</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr></table>	面積 (㎡)	0～ 500	500～ 1000	1000～ 2000	測定 点数	5	10	15		
面積 (㎡)	0～ 500	500～ 1000	1000～ 2000													
測定 点数	5	10	15													
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全ての規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1 m以内と締め固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」に分割して管理単位毎に管理を行う） 2．管理単位は、築堤、路体路床とも1日1層あたりの施工面積は1,500m2を標準とする。2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3．1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として扱うものとする。											

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
21 道路土工 (砂利施工)	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1箇所 の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用 する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の 割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	降雨後又は、含水比の変化が認めら れたとき。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便 覧 [1]-273	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。		

秋田県土木工事共通仕様書[R7. 10. 1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
22 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・ 500m³以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・ 参考値： ・ 硬石：約2.7～2.5g/cm³ ・ 準硬石：約2.5～2g/cm³ ・ 軟石：約2g/cm³未満	○
			岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・ 500m³以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・ 参考値： ・ 硬石：5%未満 ・ 準硬石：5%以上15%未満 ・ 軟石：15%以上	○
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・ 500m³以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・ 参考値： ・ 硬石：4903N/cm²以上 ・ 準硬石：80.66N/cm²以上 4903N/cm²未満 ・ 軟石：980.66N/cm²未満	○
		その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m ³ につき1回の割で行う。但し、5,000m ³ 以下のものは1工事2回実施する。	500m ³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。	○

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
23 コンクリートダム（床固工・谷止工）	材料	必須	アルカリシリカ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
		その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合を除く）	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 吸水率：2002年制定コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
23 コンクリートダム（床固工・谷止工）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下（ただし、碎石の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉のときには3.0%以下） 細骨材：7.0%以下。（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。、 ・ 砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水および上水道水以外の水の場合： JIS A 5308 附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上および水質が変わった場合。		○

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
23 コンクリートダム（床固工・谷止工）	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1, 2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		
				連続ミキサの場合： 土木学会規格JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
23 コンクリートダム（床固工・谷止工）	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。	
			単位水量測定	「コンクリートの耐久性向上」（「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）」）	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の管理値の範囲にある場合は、そのまま施工してよい。 2）（2）測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の改善指示の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内に安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3）配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打ち込まず、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。 更に、配合設計±15kg/m ³ 以内に安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さいほうの値で評価してよい。	2回／日（午前1回、午後1回）または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。 重要なコンクリート構造物にて実施のこと。 重要なコンクリート構造物 ・高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁 ・内空断面が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルパート類 ・橋梁上・下部工 ・トンネル ・高さ3m以上の堰・水門・樋門	

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
23 コンクリートダム（床固工・谷止工）	施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回／日。ただし荷卸し時に品質変化が認められた時はその都度。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）			
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均は、指定した呼び強度以上であること。（1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時 ・1回／日。なお、テストピースは打設場所で採取し、1回に6本（ $\sigma 7 \cdots 3$ 本、 $\sigma 28 \cdots 3$ 本）とする。		
			温度測定（気温・コンクリート）	温度計による。		・供試体作成時 ・各ブロック打込み開始時、終了時。		

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
23 コンクリートダム（床固工・谷止工）	施工	その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m ³ 以上	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123	設計図書による。	1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113	設計図書による。	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
24 覆工 コン クリ ート (N AT M)	材 料	必須	アルカリシリカ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」 (平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
		その他 (JIS マーク表示された レディミックス コンクリートを使用 する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材—第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材—第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材—第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材—第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下、舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月および産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5008	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
24 覆工 コン クリ ート (N AT M)	材 料	その他 (JIS マ ー ク 表 示 さ れ た レ デ イ ミ ク ス ト コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合 は 除 く)	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水および上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月および水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月および水質が変わった場合。		○

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
24 覆工 コンクリート (NATM)	製 造 (プ ラ ン ト) (JIS マ ー ク 表 示 さ れ た レ ディ ー ミ ク ス ト コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合 は 除 く)	そ の 他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1, 2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
24 覆工 コン クリ ート (N AT M)	施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の管理値の範囲にある場合は、そのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	2回/日（午前1回、午後1回）または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。 重要なコンクリート構造物にて実施のこと。 重要なコンクリート構造物 ・高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁 ・内空断面が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類 ・橋梁上・下部工 ・トンネル ・高さ3m以上の堰・水門・樋門	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	現場練りコンクリートの場合： (a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。 レディミクスコンクリートの場合：一回の試験結果は指定した呼び強度の値の85%以上、かつ3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上。	・荷卸し時又は工場出荷時に運搬車から採取した試料 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 なお、テストピースは打設場所で採取し1回につき6個（σ7…3本、σ28…3本）とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。	

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
24 覆工 コンクリート (NATM)			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・ 荷卸し時 ・ 1回／日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による	1回 品質に異常が認められた場合に行う。		
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施、また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
25吹付けコンクリート(NATM)	材料	必須	アルカリシリカ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
		その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
25吹付けコンクリート(NATM)	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
25吹付けコンクリート(NATM)	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水および上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月および水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月および水質が変わった場合。		○
	製造（ブランド）（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1, 2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	

秋田県土木工事共通仕様書[R7. 10. 1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
25吹付けコンクリート (NATM)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。	
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の管理値の範囲にある場合は、そのまま施工してよい。 2) (2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の改善指示の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打ち込まず、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。 更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さいほうの値で評価してよい。	2回/日（午前1回、午後1回）または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。 重要なコンクリート構造物にて実施のこと。	
			水セメント比の確認	エアメータ法による簡易な単位水量推定方法の実施要領	設計図書による。	荷卸し時	重要なコンクリート構造物 ・高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁 ・内空断面が2.5㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類 ・橋梁上・下部工 ・トンネル ・高さ3m以上の堰・水門・樋門	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会標準JSCE F561-2023	一回の試験結果は指定した呼び強度の値の85%以上、かつ3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上。（1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	トンネル施工長40m毎に1回 材命7日、28日（2×3=6供試体） なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	
			吹付けコンクリートの初期強度（引抜きせん断強度）	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JSCE-G561-2010)	1日強度で5N/mm ² 以上	トンネル施工長40mごとに1回		

秋田県土木工事共通仕様書[R7. 10. 1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
25 吹付け コンクリート (N AT M)		その他	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回／日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 ・1回／日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
26 ロックボルト(NATM)	材料	その他	外観検査（ロックボルト）	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○
	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 性状に変化が見られたとき 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う（ただし、坑口部では両側壁各1本）。		
27 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満（コンクリートでは400m ³ 未満）	
			土の粒度試験	JIS A 1204	路上再生路盤工法技術指針（案）参照表3.3路上再生路盤用骨材の粒度範囲	当初及び材料の変化時		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下	当初及び材料の変化時		

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
27 路上再生路盤工	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・ 締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値を外れた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 1,000m ² に1孔	○施工面積数量から測定箇所数が3孔に満たない場合でも、最低数を3孔とする（維持工事を除く）。	
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-133	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-135	設計図書による。	当初及び材料の変化時	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	1～2回／日		
28 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-218		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-309		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
	材料	必須	既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-16		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左	当初及び材料の変化時		○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・ 締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値を外れた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 1,000m ² につき 1 孔	空隙率による管理でもよい。 ○施工面積数量から測定箇所数が3孔に満たない場合でも、最低数を3孔とする（維持工事を除く）。	
			温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			かきほぐし深さ	「路上表層再生工法技術指針（案）」付録-5に準じる。	-0.7cm以内	1,000m ² 毎		
		その他	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：-0.9%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
29 排水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕、製鋼スラグ (SS) 表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは偏平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
29 排水性舗装工	材料	必須	フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「排水性舗装技術指針（案）」3-5による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○
	その他		フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
29 排水性舗装工	材料	その他	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	碎石・玉砕、製鋼スラグ（SS）：30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
29 排水性舗装工	材料	その他	針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm) 以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○
			伸度試験	JIS K 2207	50cm以上 (15℃)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○
			引火点試験	JIS K 2265 -1, 2, 3, 4	260℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
29 排水性舗装工	材料	その他	薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	タフネス：20N・m テナシティ：15N・m以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○
			密度試験	JIS K 2207		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
29 排水性舗装工	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい： ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満（コンクリートでは400m ³ 未満）	○
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満（コンクリートでは400m ³ 未満）	○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満（コンクリートでは400m ³ 未満）	○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
29 排水性舗装工	ブランド	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐薄利性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐磨耗性の確認	○
			カンタプロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-110	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○
	舗設現場	必須	温度測定（初期締固め前）	温度計による。	140～160℃	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-154	X ₁₀ 800mL/15sec以上	1,000m ² ごと。		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-224	基準密度の94%以上。 X ₁₀ 96%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X ₁₀ が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X ₃ が規格値を満足するものとするが、X ₃ が規格値を外れた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X ₆ が規格値を満足していればよい。	○施工面積数量から測定箇所数が3孔に満たない場合でも、最低数を3孔とする（維持工事を除く）。	
			外観検査（混合物）	目視		随時		

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
30 簡易舗装工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	下層路盤：10%以上 上層路盤：60%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満（コンクリートでは400m ³ 未満）	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満（コンクリートでは400m ³ 未満）	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	下層路盤 PI：6以下 上層路盤 PI：4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満（コンクリートでは400m ³ 未満）	○
			一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-102	上層路盤 セメント安定処理： 一軸圧縮強さ [7日間] 2.45N/mm ² (25kgf/cm ²) 以上。 石灰安定処理： 一軸圧縮強さ [10日間] 0.69N/mm ² (7kgf/cm ²) 以上。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t未満（コンクリートでは400m ³ 未満）	○
			アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる	「アスファルト舗装」に準じる	当初及び材料の変化時	加熱アスファルト混合物を使用する場合	○
			カットバックアスファルト	ASTM D 2027, 2028	ASTM D 2027, 2028カットバックアスファルト規格	当初及び材料の変化時	カットバックアスファルトを使用する場合	○

秋田県土木工事共通仕様書[R7. 10. 1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
30 簡易舗装工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218 [4]-256	路盤：基準密度の93%以上 表層：基準密度の94%以上	1,000m ² に1個または随時		
			粒度（2.36mmフルイ）	路盤：JIS A 1102 表層：舗装調査・試験法便覧 [2]-16	路盤： 2.36mmふるい：±15%以内 表層： 2.36mmふるい：±12%以内	路盤：1,000m ² に1～2回または随時 表層：1～2回／日または随時。		
			粒度（75μmフルイ）	路盤：JIS A 1102 表層：舗装調査・試験法便覧 [2]-16	路盤： 75μmふるい：±6%以内 表層： 75μmふるい：±4.5%以内	路盤：1,000m ² に1～2回または随時 表層：1～2回／日または随時。		
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量（表層）：±1.5%	1～2回／日または随時。	瀝青安定処理, 表層に適用する。	
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		全面	・下層路盤、マカダムおよび浸透式マカダム路盤に適用する。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
			温度測定（敷きならし）	温度計による。	120℃以上	随時	・瀝青安定処理, 表層に適用する。 ・測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	随時	下層路盤、粒度調整路盤に適用する。	
	その他							

秋田県土木工事共通仕様書[R7. 10. 1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
31 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨 材粒度	舗装調査・試験法便 覧 [2]-16		再生骨材使用量500 t ごとに1回。		○
			再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便 覧 [4]-318	3.8%以上	再生骨材使用量500 t ごとに1回。		○
			再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試 験による再生骨材の 旧アスファルト性状 判定方法	20 (1/10mm) 以上 (25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1 日の再生骨材使用量が500 t を超え る場合は2回。 1 日の再生骨材使用量が100 t 未満の 場合は、再生骨材を使用しない日を 除いて2日に1回とする。		○
			再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500 t ごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のア スファルトコンクリート再生骨材の水 洗前の75 μ mふるいにとどまるもの と、水洗後の75 μ mふるいにとどまる ものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥 し、その質量の差からもとめる。	○
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
31 プラント再生舗装工	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：-1.2%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上かつ使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m ³ 未満)	○
	その他		水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による。	同左	耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による。	同左	耐磨耗性の確認	○

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
31 プラント再生舗装工	舗設現場	必須	外観検査（混合物）	目視		随時		
			温度測定（初転圧前）	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上（再アス処理の場合は基準密度の93%以上）を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値を外れた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・定期的又は随時（1,000m ² につき1孔）。	○施工面積数量から測定箇所数が3孔に満たない場合でも、最低数を3孔とする（維持工事を除く）。	

秋田県土木工事共通仕様書[R7. 10. 1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
32 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ：50 μ m以下 二次部材の最大表面粗さ：100 μ m以下（ただし、切削による場合は50 μ m以下）		最大表面粗さとは、JIS B 0601（2013）に規定する最大高さ粗さRZとする。	
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあつてはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、こん跡を残さず容易にはく離するもの。			
			上縁の溶け	目視	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。			
		その他	平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			
			ベベル精度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			
			真直度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
33 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			型曲げ試験（19mm未満裏曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶着金属および溶接熱影響部で母材の規格値以上（それぞれ3個の平均）。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.2 衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
33 溶接工	施工	必須	非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査20.8.7内部きず検査の規定による。	同左	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 （非破壊試験を行う者の資格） ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法および試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は、235N/mm ² 以上、引張強さは 400～550N/mm ² 、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○
			突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.6及び表-解20.8.7に格継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。 （非破壊試験を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
33 溶接工	施工	必須	外観検査（割れ）	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷法又は浸透液探傷法を用いる。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	
			外観形状検査（ビード表面のビット）	・目視及びノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、角継手には、ビード表面にビットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1 継手につき3 個又は継手長さ1mにつき3 個までを許容する。ただし、ビットの大きさが1mm以下の場合は、3 個を1 個として計算するものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（ビード表面の凹凸）	・目視及びノギス等による計測	ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（アンダーカット）	・目視及びノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査の規定による。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.4及び表-解20.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解20.8.4及び表-解20.8.5に示されていない継手	
			外観検査（オーバーラップ）	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。		
			外観形状検査（すみ肉溶接サイズ）	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズおよびのど厚は、指定すみ肉サイズおよびのど厚を下回ってはならない。ただし、1 溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズおよびのど厚ともに-1.0mmの誤差を認めるものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		

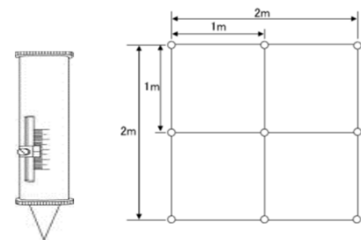
秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
33 溶接工	施工		外観形状検査（余盛高さ）	・目視及びノギス等による計測	設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) B<15 : h≦3 15≦B<25 : h≦4 25≦B : h≦ (4/25)・B	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（アークスタッド）	・目視及びノギス等による計測	・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・クラックおよびスラグ巻込み：あってはならない。 ・アンダーカット：するどい切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）を超えてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
		その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。	

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認												
34 防雪柵工	施工	必須	防雪柵工	ボルト	<table><tr><th>ボルト</th><th>最小トルク値 (N・cm)</th><th>最大トルク値 (N・cm)</th></tr><tr><td>M22</td><td>8,000</td><td>16,000</td></tr><tr><td>M24</td><td>10,000</td><td>21,000</td></tr><tr><td>M27</td><td>15,000</td><td>30,000</td></tr></table>	ボルト	最小トルク値 (N・cm)	最大トルク値 (N・cm)	M22	8,000	16,000	M24	10,000	21,000	M27	15,000	30,000	1 基礎あたり対角線上に 2 箇所。 (全数の 3 割程度)		
				ボルト	最小トルク値 (N・cm)	最大トルク値 (N・cm)														
M22	8,000	16,000																		
M24	10,000	21,000																		
M27	15,000	30,000																		
				ボルト（余長）	2. 5*P以上 (P：ボルト 1 山の間隔 mm)	1 基礎あたり対角線上に 2 箇所。 (全数の 3 割程度)														
35 工場製作工	材料	必須	外観・規格 (主部材)	現物照合、帳票 確認		現物とミルシートの整合性が確認できること。規格、品質がミルシートで確認できること。		○												
			機械試験（JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材）	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。													
			外観検査 (付属部材)	目視および計測	JISによる	JISによる														

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
36 生育基盤盛土工	材料	必須	土の粒度試験	JIS A 1204	砂質土（S：砂土、SG：礫質砂、SF：砂粒度まじり砂）に区分されるもの	当初及び土質の変化時に1回		○
			土壌pH	JGS-0211に準拠（地盤工学会基準）	4.0～8.0pH	当初及び土質の変化時に1回		○
		その他	電気伝導（EC）	JGS-0212に準拠（地盤工学会基準）	1.0ms/cm以下	当初及び土質の変化時に1回	津波堆積土等の塩類障害が懸念される盛土材料を使用する場合において実施のこと。	○
	施工	必須	透水試験	植穴式透水試験又は長谷川式簡易現場透水試験	最終減水能30mm/hr以上	原則として、盛土の完了時に行う。測定は、2,500㎡につき1地点で行う。施工状況等により必要に応じ試験回数を増減する。		
			硬度試験		山中式土壌硬度計：23mm以下 長谷川式土壌貫入計：1.0cm/drop以上	原則として、盛土の完了時に行う。測定は、2,500㎡につき1地点で行う。施工状況等により必要に応じ試験回数を増減する。 山中式土壌硬度計で測定する場合は、高さは50cmごとを標準とする。長谷川式土壌貫入計で測定する場合は、地表面から深さ1m連続して測定を行う。 規格値以下であってもすべてを固結層と判断するのではなく、0.7cm/drop以下が5cm以上、あるいは1.0cm/drop以下が10cm以上連続した場合を固結層と判断する。	硬度試験参考図 	

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
37 押え盛土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による	当初及び土質の変化時。		
	施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ ：砂置換法（JIS A1214）	最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。	1,000m ³ に1回の割合、又は設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				最大粒径 $> 53\text{mm}$ ：舗装調査・試験法便覧 [4] -256突砂法				
				又は、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」		盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位的面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ³ 以上の場合、その施工面積が2管理単位以上に分割するものとする。 1管理単位当たりの測定点数の目安を以下に示す。 ・ 500m ² 未満：5点 ・ 500m ² 以上1,000m ³ 未満：10点 ・ 1,000m ² 以上2,000m ² 未満：15点		
			又は、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが測定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			